

論壇

改正NISAと税理士業務  
— 中立的なアドバイザーとして —

はじめに

令和5年度税制改正大綱において「家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせる、NISAの抜本的拡充・恒久化の措置」が明記された。この措置の背景には、令和4年6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」やこれを受けて令和4年11月28日に発表された「資産所得倍増プラン」がある。「資産所得倍増プラン」では、5年間でNISA口座数を現在の1700万口座から3400万口座へ倍増、NISA買付額を現在の28兆円から56兆円へ倍増、そして、家計による投資額(株式・投資信託・債券等の合計残高)の倍増を目指すとしている。

その具体的な措置として、今年度の税制改正がある。また前述の「実行計画」では「家計が豊かになるために家計の預金が投資に向かい、持続的な企業価値向上の恩恵が家計におよび好循環を作る必要がある。このため、個人金融資産を全世代的に貯蓄から投資にシフトさせるべく、(略)・本年末に総合的な「資産倍増プラン」を策定する。高校生や一般の方に対し、金融リテラシー向上に資する授業やセミナーの実施等による情報発信を行う」とある。

高校生には、令和4年度より家庭科で金融教育が必須化された。では、一般の方の金融リテラシー向上は誰が担うのであろうか。NISAは「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置」である。税の専門家である税理士は、当然、この非課税措置説明の一翼を担うべきであると考えられる。本稿では、改正NISAの概要と投資に関する基本的知識について確認していく。

「円」が設けられた。つみたてNISAと一般NISAの選択制であった年間投資枠は、つみたて投資枠と成長投資枠の併用が可能となり、生涯非課税保有限度額は総枠で1800万円、非課税保有期間は無期限化された。非課税枠の再利用も可能である。現行制度にあった、①老後の為に積み立てをしていても最長20年間で非課税期間が終了してしまう。②使

った非課税枠の再利用ができない。③月々の積み立ては現行制度で充分だが資金に余裕のある時に集中投資するには非課税枠は不足している、などの問題は解消された。ところで税制改正大綱にいう中間層とは、「住宅購入や独立開業時には積立資金を取り崩し、退職金を受け取った、相続財産を取得した、借入金(住宅ローン、教育ローン、事業用口

ーン)の返済が終了したなど余剰資金ができたときには積み立てを増やしなが、長期的に総枠の1800万円をうめていくイメージの人々」だと思われる。住宅を購入する際などは、住宅ローン控除のメリットや住宅取得等資金贈与の可能性を考えた上でNISA口座の取り崩し額を決

めることも大切だ。また、暦年贈与や改正後の相続時精算課税制度の基礎控除(110万円)を利用して積み立てをしていくプランも考えられる。いずれにしてもライフプランは人生の三大支出「教育資金」「住宅資金」「老後資金」をトータルで考えなければならぬ。

第48回日税連公開研究討論会、第二部「人生100年時代における資産形成と税制のあり方」のビデオインタビューでは、神田秀樹教授(東京大学名誉教授、学習院大学法科大学院教授、金融審議会市場ワーキンググループ座長)から、税理士に期待される役割として、「税理士の先生方には、ご専門である税のところでだけでなく、それを超えて税以外の資産管理、更に資産管理を超えた日常生活などを含めトータルで高齢者の方、あるいは中小企業の方、あるいは中小企業の

の金額を積み立てていくことが投資の基本である。

I. 改正NISAの概要

〈図表〉を御覧いただきたい。  
つみたてNISA(年間投資枠40万円)の後継制度として「つみたて投資枠

(年間投資枠120万円)、「一般NISA(年間投資枠120万円)の後継制度として「成長投資枠(年間投資枠240万

NISAの抜本的拡充・恒久化のイメージ

Table with 3 columns: 項目, つみたて投資枠, 成長投資枠. Rows include 年間投資枠, 非課税保有期間, 非課税保有限度額, 口座開設期間, 投資対象商品, 対象年齢, 現行制度との関係.

(注1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保... (注2) 利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理... (注3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への動向行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施... (注4) 2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を手当て

今、1つ1000円の水(商品)があるとして、この水の値段は日々変動するものとする。この水を毎月1つずつ定額購入した場合と毎月100円ずつ定額購入した場合とではどちらが有利になるであろうか。

答えは毎月1000円分の水を定額購入した場合である。定額購入であれば値段が倍になった月は0.5倍しか購入できず、水の値段が半分になった月は2倍購入することができる。つまり、値段の高いときは少なく、値段の安いときは多く購入できるため、定額購入よりも定額購入の方が取得単価が低くなる。このように一定の金額を定期的に継続して投資することにより、売買のタイミングを考えずに時間的に分散投資する投資方法をドルコスト平

均法という。もっとも市場が永遠に下がりが続ければドルコスト平均法は意味をなさない。では、過去の相場に基づいて長期に運用した場合の結果はどうであろうか。

世界株指数(MSCI、WORLD、配当込み円ペイス)の推移を基に10年または30年保有した場合の2000年以降の運用成績をみると、10年保有は平均で2.1倍、30年保有は平均8.7倍、最も不振だった場合10年運用では元本を1割程度割ることもあったが、30年保有の場合は最も不振だった時期でも5倍強になる。(日経新聞2022年7月9日「マネーのまなび」より)

このように世界株に連動する投資信託を定額購入し、相場が下がった時もある

III. 金融経済教育と税理士

前述の「資産所得倍増プラン」でも「金融教育の担い手が金融事業者や業界団体が中心であり、受け手に抵抗感が存在している。『中立的なアドバイザーが行うアドバイスが投資初心者層へ広く提供されるよう、助言対象を絞った投資助言葉(例えば、つみたて

NISAやiDeCoにおける投資可能商品に限定)の登録要件の緩和を必要とする。』との記述がある。税理士はまさしく、この中立的なアドバイザーとして最適ではないだろうか。

IV. おわりに

第48回日税連公開研究討論会、第二部「人生100年時代における資産形成と税制のあり方」のビデオインタビューでは、神田秀樹教授(東京大学名誉教授、学習院大学法科大学院教授、金融審議会市場ワーキンググループ座長)から、税理士に期待される役割として、「税理士の先生方には、ご専門である税のところでだけでなく、それを超えて税以外の資産管理、更に資産管理を超えた日常生活などを含めトータルで高齢者の方、あるいは中小企業の方、あるいは中小企業の

方々と接していただくというニーズが高いと認識しています。トータルとしてのライフプランナーというのでしょうか、生活全体について目の前の方のお役に立てるような仕事をしていただくと顧客にとっても日本にとっても非常にいいことだと思います。という旨の発言をいただいた。資産運用の重要性や知識の整理、充実のために、第48回日税連公開研究討論会の論文集を御一読願えれば幸いです。

・令和5年度税制改正大綱  
令和4年12月16日 自由民主党、公明党  
・「マネーのまなび」2022年7月9日 日本経済新聞  
・第48回日税連公開研究討論会(論文集) 日本税理士会連合会、東京税理士会